

監查報告

監査報告(法人単位)

独立行政法人国際協力機構(以下「法人」という。)の平成26事業年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の法人単位の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

当該事業年度に係る財務諸表について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。


以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る財務諸表の監査を行った。


II 監査の結果

財務諸表に係る会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成27年6月22日

独立行政法人国際協力機構

監事 伊藤 隆文 

監事 黒川 肇 

監事 町井 弘実 